

○丹波篠山市各種研究大会参加補助金交付要綱

平成21年12月28日

要綱第81号

改正 平成24年7月31日要綱第69号

(目的)

第1条 この要綱は、市民の全国規模又は県規模の各種研究大会（以下「研究大会」という。）への参加に対し、補助金を交付することにより、人権尊重の理念に対する理解を深め、自己研鑽ができるよう多様な機会の提供を図り、もって人権尊重のあたたかいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる研究大会は、地方公共団体又は公的機関が主催し、若しくは共催する大会又はそれに準ずる大会であると市長が認める大会で、公募による市民の参加を市長が認めたものへの参加費、交通費及び宿泊費とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 丹波篠山市自治基本条例（平成18年篠山市条例第32号）第2条第1項第1号に規定する者で、大会参加後において人権啓発活動等の推進に資する意志を有するもの
- (2) その他市長が適当と認める者

(補助金の交付額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき前条の事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

- 2 補助金の額は、参加費にあつては実費の額とし、交通費及び宿泊費にあつては丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（篠山市条例第55号）の例により算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を精査し、補助対象と認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は前条の規定により通知された金額の変更を受けようとするときは、補助金変

更交付申請書（様式第3号）に關係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、前条の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。
（実績報告）

第8条 補助対象事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第5号）にその他必要な書類を添付し、定められた期日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 前条の実績報告があつた場合、当該報告に係る書類の審査により、交付決定内容及び条件等に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助金対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

- 2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により該当補助対象事業者に通知するものとする。
（その他）

第11条 この要綱に定める事項で疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項で必要が生じた場合は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月31日要綱第69号）

この要綱は、公布の日から施行する。